

第1回交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会
議事概要

日時：令和6年2月7日（水）16:30～18:30

場所：3号館8F 特別会議室

出席者：塩路部会長、青山委員、大井委員、清水委員、須田委員、住野委員、
田中委員、林委員、山内委員（五十音順）

事務局より資料説明後、関係者へのヒアリングを行うとともに、自家用車活用事業（仮称）のドライバーの働き方及び自家用車活用事業（仮称）の制度案について、以下のとおり議論がなされた。

1. 自家用車活用事業（仮称）のドライバーの働き方について

事務局より自家用車活用事業（仮称）のドライバーの働き方について説明後、厚生労働省労働基準局監督課長より、労働基準法に基づく「労働者」の判断基準の説明が行われ、その中で当該働き方に関し以下の発言があった。

- 実態を勘案して総合的に判断する必要があることから、一律の判断は難しいが、労働者性を肯定する方向に働く事情が多く、労働基準法上の労働者に該当すると判断される蓋然性は高いものとする。

委員から以下のコメントがあった。

- 例えば、タクシードライバーは旅客からの乗車依頼を拒否することは認められないが、仮に自家用車活用事業のドライバーが配車アプリによる配車依頼を拒否することは乗車拒否に当たるのかどうかなど、労働のあり方と公共交通の要件という観点からも整理が必要ではないか。
- 今回の議論はライドシェアを導入することがありきになっており、昨年10月に改正された地域交通法をしっかりと前に進めていくなど、地域の公共交通を関係者でどう維持していくか、交通政策として総合的に検討していくことが先決であり、ドライバーの働き方についても十分な議論をして、制度づくりを拙速に行わないことが大事。

2. 自家用車活用事業（仮称）の制度案について

事務局よりパブリックコメント案について報告した後、委員から以下のコメントがあった。

- パブリックコメントに当たっては、今回の制度を創設することとなった背景や経緯を丁寧に書き込むなど、国民が意見を出しやすいような工夫をしてほしい。
- 新しい制度を始めるに当たっては、安全・安心がとても重要であり、車・整備・ドライバーの3点で総合的に安全が保たれるということを示すと同時に、ドライバーや車、道路、利用者など関係者全体が安心して関わるができるように、社会受容性を高めていくという視点が必要ではないか。